

第4章

ブラジルの土地所有構造と土地制度 家族農業支援と外国による農地買占めの現状

佐野 聖香

要約：

ブラジルは、世界有数の土地集中度の高い国である。一部の大規模農家に農地が集中している一方で、レアルプランの実施によりインフレ問題が終息して以降は、経済的社会的な不平等を解消するために家族農業経営支援が拡充し、小規模農業生産者が増加し、家族農業が担い手として育成されつつある。また、飛躍的な発展を遂げた農業生産を背景に、多国籍アグリビジネスによる食品分野への投資が拡大していたが、世界食料危機前後より海外からの農地買占めの動きも活発になっている。そこで本稿では、ブラジルの土地制度とその変遷を整理し、現存の二重構造の意味を考察することで、今日のブラジルの土地制度の課題を明らかにする。それと同時に、ブラジルの農地をめぐる攻防を示していく。

キーワード：

土地制度 家族農業 農地買占め ブラジル

はじめに

ブラジルは、ラテンアメリカ諸国の中でも土地所有が不平等な国であり、これが所得分配の不平等、社会的経済的不平等につながっているといわれている。そのため農地改革・農地の再分配問題は、ブラジルにおける長年の課題である。

従属学派、構造学派や新構造学派などのラテンアメリカ学派は、ラテンアメリカの多くの国では農地改革に失敗したことにより、同諸国には封建的な大土地所有制、いわゆるラティフンディオ (latifundio) ・ミニフンディオ (minifundio) 構造が温存していると捉えてきた。また、農業生産者に焦点をあてた研究の多くは、土地所有形態における大規模農家と小規模農家における二重構造から、小規模生産者を貧困層と捉える傾向がある。すなわ

ち彼らは、多数の貧困者の存在と一部の富裕層に財と権力が集中する社会的階層構造の歪みをもたらす要因が農業部門にあると論じてきた¹⁾。近年においても、現ルセフ・前ルーラ政権の支持母体である農業労働者連盟（Confederação Nacional dos Trabalhadores na Agricultura：CONTAG）を中心に、農地改革を求める動きは未だ活発に行われており、前ルーラ政権下では約8700万ヘクタールに約100万家族の入植が行われた。

その一方で、ブラジルは1960年代以降の食料増産計画により、大豆・オレンジ・鶏肉などそれまでの伝統的な輸出品目であったコーヒーやサトウキビなど亜熱帯作物以外の生産を拡大し、世界有数の食料輸出国となっている。特に近年は、新興諸国の人口増加・経済成長により食料・エネルギー需要が高まっていること、また先進諸国での農地の狭隘化や地力低下から未だに生産余力の高いブラジルへの注目が高まっている。2007年から2008年の世界食料危機前後より、外国人・外国企業によるブラジルの農地買占めの動きが活発化しているのもその現象の1つといえるだろう。

そこで本稿では、ブラジルの土地所有制度の変化が同国の所有構造・農業構造にどのような影響を与えているのかに焦点をあてながら、現在のブラジルの土地制度の課題を検討する。まずI節では、2006年の農業センサスからブラジルの土地所有構造を明らかにする。その上で、II節では土地所有に関わる諸制度とその変遷を整理し、二重構造が歴史的・政治的要因により生み出されてきたことを指摘する。続くIII節では、1995年以降は家族農業経営への支援が拡大したことで、小規模生産者が増加していることを明らかにする。そしてIV節では、最近のブラジルにおけるアグリビジネスの状況、さらには外国による農地買占めの動きから今後における展望を示していく。

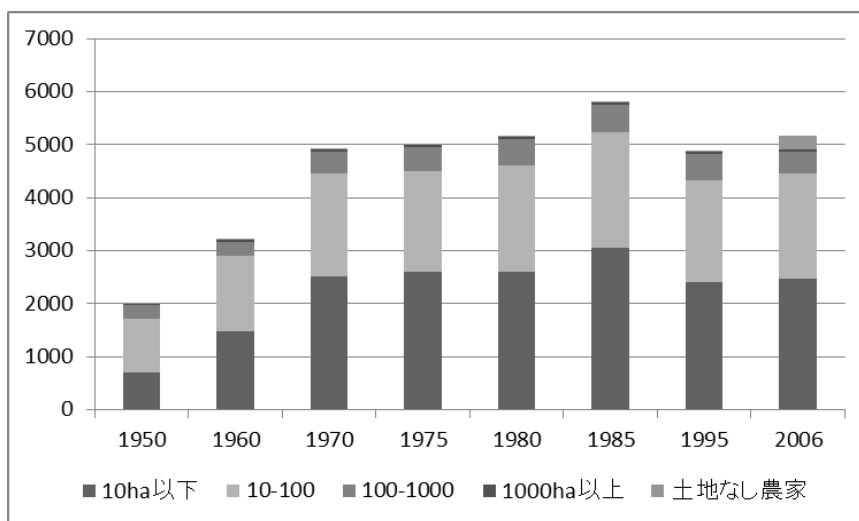
I 農業センサスにみるブラジル土地所有構造

1. ブラジル土地所有構造の特徴

2006年のセンサスによれば、約517万農家が約3億3368万ヘクタールで農業活動を行っている。図1に1950年から2006年までの規模別総農家数²⁾、図2に規模別総面積をまとめた。それによれば、総農家数・総面積とも1985年の約580万戸、約3億7492万ヘクタールをピークに減少傾向にある。これは、セラード開発などの大規模な農業開発事業・開拓事業がある程度終了したこと、工業化・都市化の進展により農業以外の産業部門への労働移動が起こっていることなどと関係している。そこで、本稿では1985年以降に焦点を当て分析を進めていく。

図1 ブラジル総農家数の推移

(単位：1000戸)

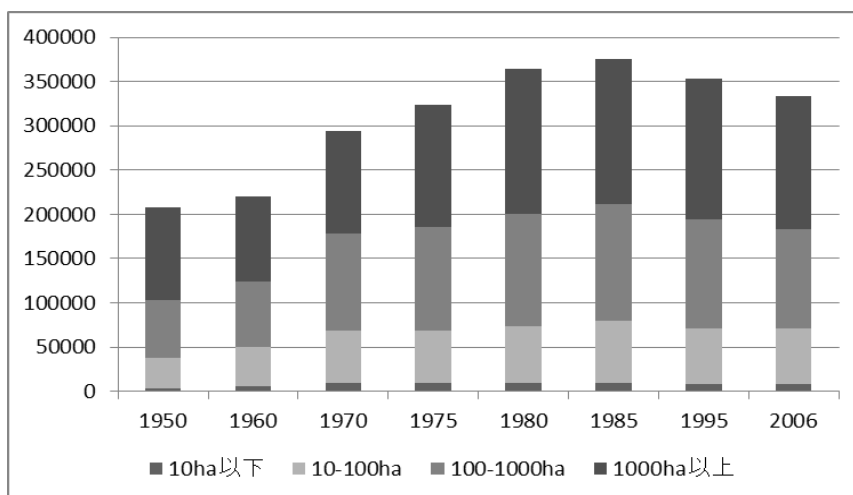


(出所) IBGE[1996, 2006a]より筆者作成

(注)土地なし農家は2006年の農業センサスのみ記載されているデータである。

図2 ブラジルの農地総面積の推移

(単位：1000ha)



(出所) IBGE[1996, 2006a]より筆者作成

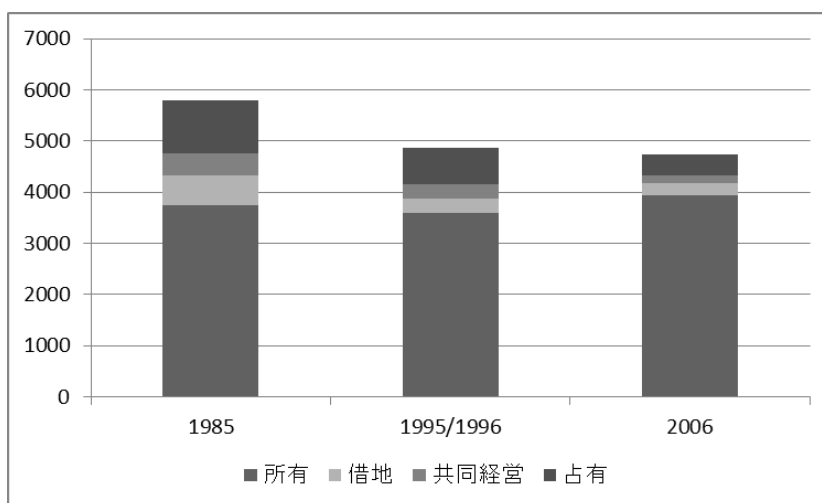
規模別総農家数の推移では、2006年において、10ヘクタール以下の農家数は約247万戸、10ヘクタールから100ヘクタールが約197万戸、100ヘクタールから1000ヘクタールが約42万戸、1000ヘクタール以上が約4万戸、土地なし農家が約25万戸となっている。つまり全体の47.9パーセントが10ヘクタール以下の小規模農家であり、10ヘクタールから100ヘクタールの中規模農家が38.1パーセント、100ヘクタール以上の大規模農

家が全体の9.1パーセントとなっている。また1000ヘクタール以上の巨大農家は全体の1パーセントにも満たない。総面積においても、10ヘクタール以下の小規模農家の総面積は全体の2.3パーセント、10ヘクタールから100ヘクタールの中規模農家のそれが18.8パーセント、100ヘクタール以上の大規模農家のそれが78.8パーセントとなっている。1985年から2006年にかけての規模別農家数および総面積の年平均減少率では、10ヘクタール以下の小規模農家が農家数においてマイナス1.0パーセント、総面積においてマイナス1.2パーセントと他の規模の農家に比べ高い。すなわち、ある程度小規模農家の淘汰などが進展しているものの、現在においても一部の大規模農家と多数の小規模農家という二重構造は解消されていないといえる。

次に、経営形態別の総農家数および総面積を概観する(図3と図4)³。所有農家数(自作農)は、1985年の約374万戸から1995/1996年には約360万戸と減少しているものの、2006年には約394万戸と増加傾向にある。全体に占める割合も1985年の64.6パーセントから2006年には83.4パーセントまで拡大している。だが総面積においては、所有農家の総面積が1985年の約3億4034万ヘクタールから年々減少し、2006年には約3億1051万ヘクタールとなっている。一方、借地農家数は約57万戸から約23万戸、共同経営農家数は約44万戸から約14万戸、占有農家数は約103万戸から約41万戸と減少傾向にある。総面積においても同様で、借地、共同経営、占有は年々減少傾向にあり、2006年においてそれぞれ約905万ヘクタール、約198万ヘクタール、約636万ヘクタールとなっている。したがって経営形態では、所有農家は増加傾向にあり、借地、共同経営、占有は減少傾向にあるといえる。また総面積においても約9割以上を所有農家が占めていることから所有農家がブラジルの経営形態の一般的構造であるといえる。そこで次に、所有農家の規模別推移を概観する(図5)。

図3 経営形態別総農家数の推移

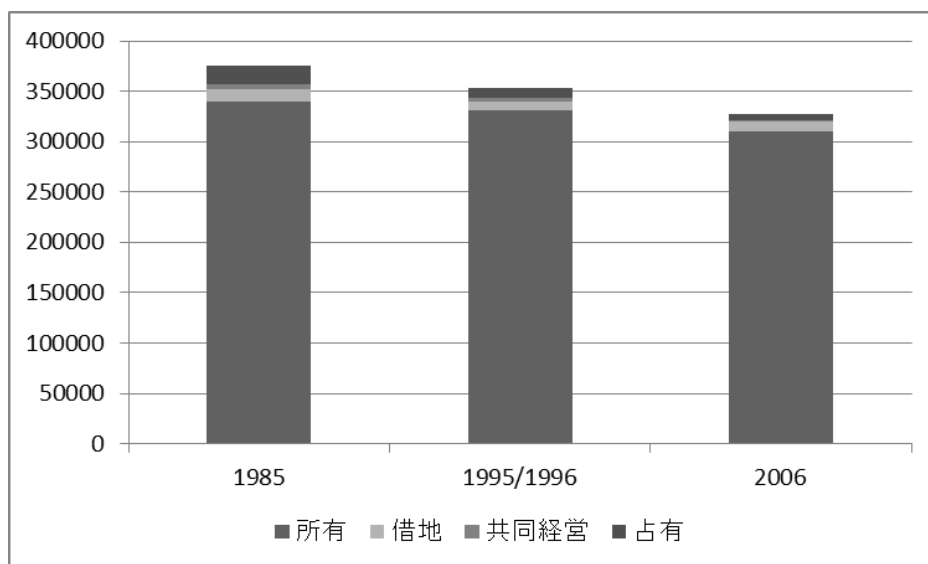
(単位: 1000戸)



(出所) IBGE[1985, 1996, 2006a]より筆者作成

図4 経営形態別総面積の推移

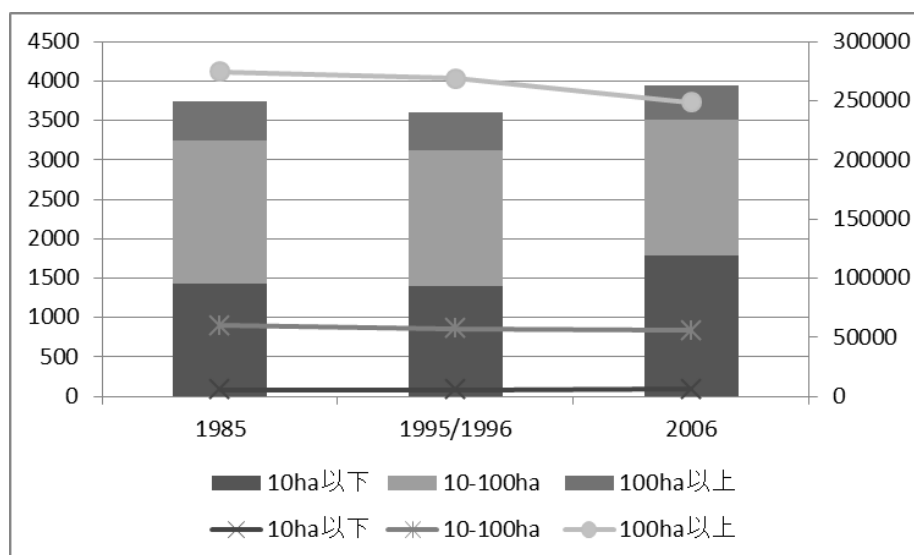
(単位：1000ha)



(出所) IBGE[1985, 1996, 2006a]より筆者作成

図5 所有農家における規模別の総農家数および総面積の推移

(単位：1000戸(左)・1000ha(右))

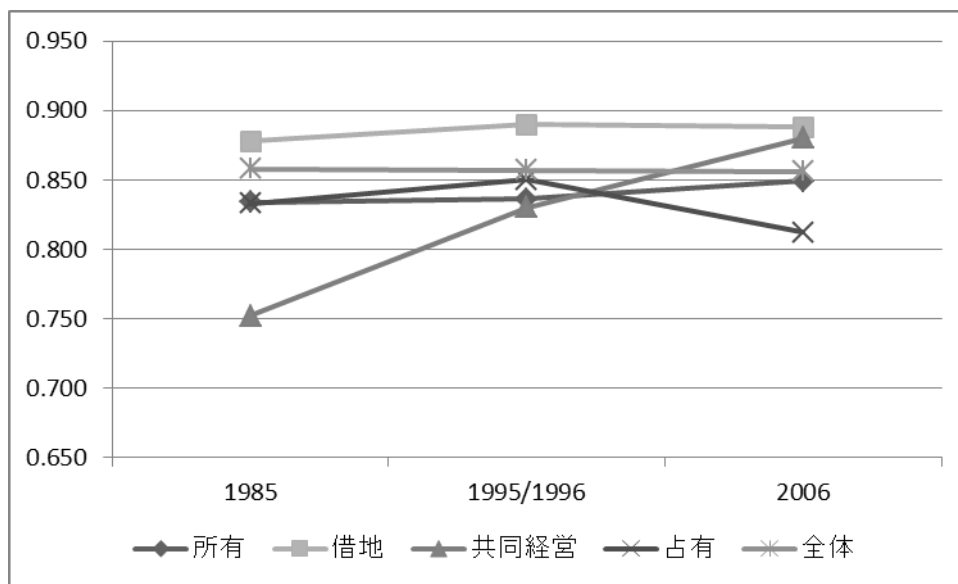


(出所) IBGE[1985, 1996, 2006a]より筆者作成

10ヘクタール以下の小規模農家数は、1985年の約143万戸から1995/1996年には約139万戸減少したものの、2006年には約178万戸へと増加しており、年平均増加率は1.1パーセントとなっている。一方、10ヘクタール以下の小規模農家の総面積は約577万ヘクタール（1985年）から約628万ヘクタール（2006年）へと拡大しており、年平均増加率は0.4パーセントとなっている。このように1995年から2006年にかけて小規模農家が増加しているのは、後述する家族農業経営を推進する政策などの結果であると考えられる。次に10ヘクタールから100ヘクタールの中規模農家数は、1985年の約181万戸から2006年には約172万戸に減少している。だが1995/1996年にも約172万戸だったことを考慮すると、1995年から2006年にかけての増減は僅かである。中規模農家の総面積は約5979万ヘクタール（1985年）から約5561万ヘクタール（2006年）へと減少している。総面積の年平均減少率がマイナス0.3パーセントに対し、総農家数のそれはマイナス0.2パーセントであることから中規模農家では規模の小さい農家が増えている可能性が高い。100ヘクタール以上の大規模農家数は、約50万戸（1985年）から約43万戸（2006年）へと減少しており、総面積は約2747万ヘクタール（1985年）から約2486万ヘクタールへと減少している。総面積の年平均減少率がマイナス0.5パーセントに対し、総農家数のそれはマイナス0.7パーセントであることから大規模農家では規模の大きい農家が増えている可能性が高い。2006年において全体に占める小規模農家数および総面積の割合は45.3パーセント、2.0パーセントであるのに対し、中規模農家数および総面積の割合は43.7パーセント、17.9パーセントであり、大規模農家数および総面積の割合は11.0パーセント、80.1パーセントである。以上のことから、大規模農家では大規模化がより進み、小規模・中規模農家ではより小規模化が進展している可能性が高く、二極化が進展していると考えられる。

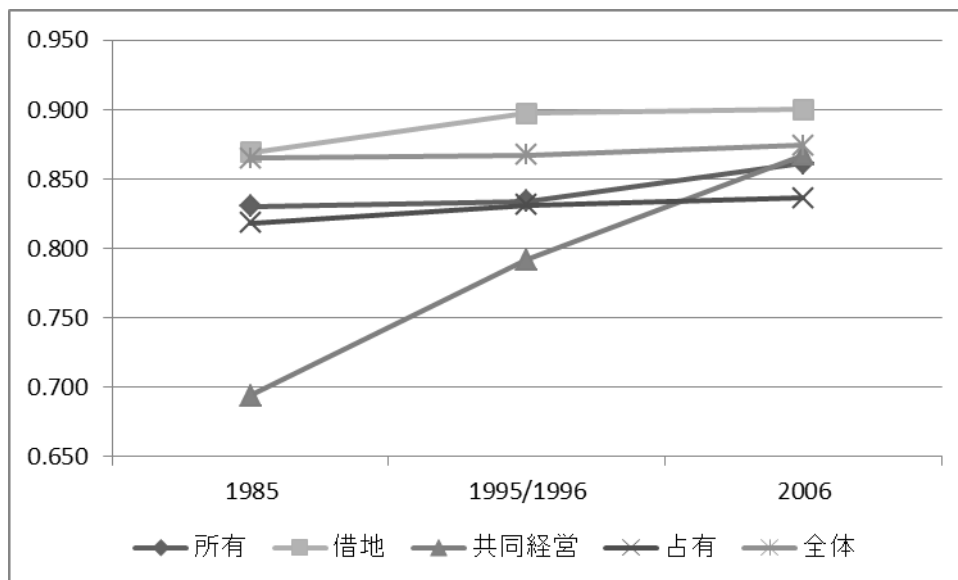
このことは、経営形態別のジニ係数（図6）とアトキンソン係数（図7）にもあらわれている。全体的に、ジニ係数・アトキンソン係数とも高い値を示しているが、その中で高い値を示しているのが借地である⁴。また共同経営においては、1985年から2006年にかけて増加傾向が非常に強まっている。一方で、占有に関しては、若干ではあるがジニ係数が1995/1996年から2006年にかけて改善している。したがって経営形態別では、借地と共同経営で大規模な農家への土地集中傾向がより高まっている可能性が高い。このようにブラジルの土地所有構造では、2006年においても小規模農家が多い一方で、少数の大規模農家に土地が集中するという構造は変わっておらず、土地の不平等性が存在している。そこで、次に地域別土地所有構造について概観する。

図6 経営形態別ジニ係数の推移



(出所)Hoffmann and Ney 2010. Tabela 4.より筆者作成

図7 経営形態別アトキンソン係数の推移

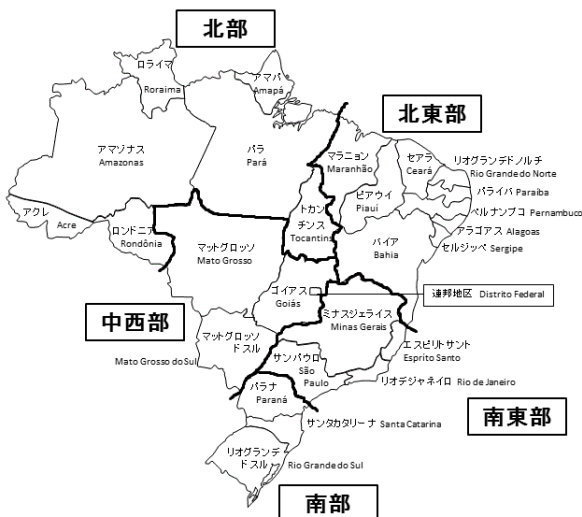


(出所) Hoffmann and Ney 2010. Tabela 4.より筆者作成

2. 地域別土地所有構造の特徴

ブラジルは、北東部、北部、南東部、南部、中西部の5つの地域に区分される(図8)。一般的に、北東部・南部・南東部は伝統的な農業生産地域といわれ、中西部はフロンティア地域であり、北部はアマゾン川流域で熱帯作物の生産が盛んに行われている⁵。

図8 ブラジルの地域区分



(出所)筆者作成

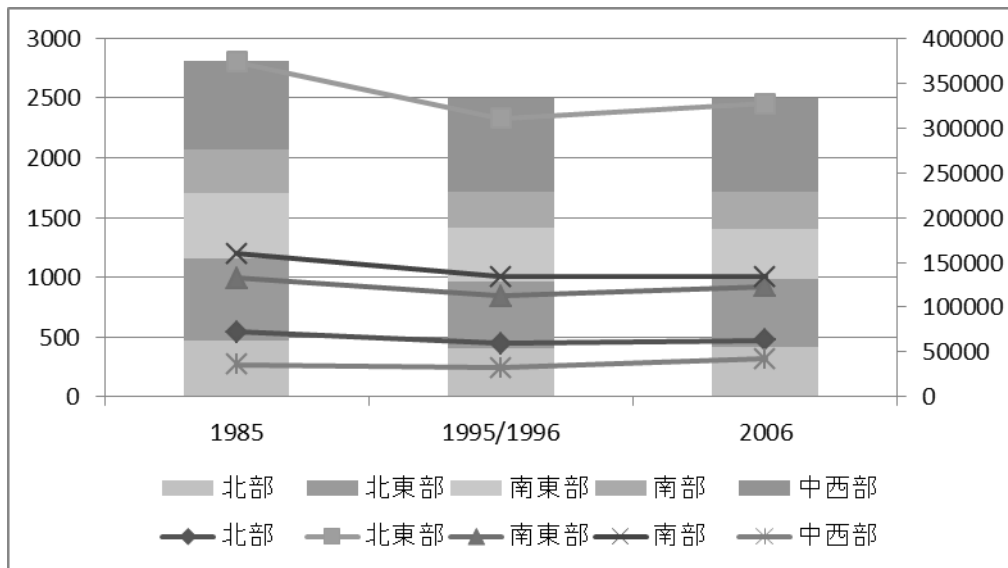
農家数が最も多いのは北東部であり、2006年において約245万戸である(図9)。次いで南部の約100万戸、南東部の約92万戸、北部の約47万戸、中西部の約31万戸となっている。総面積では、中西部の総面積が1985年の約991万ヘクタールから一貫して拡大傾向にあり、2006年においても全体の31.6パーセントにあたる約1053万ヘクタールを占めている。中西部の年平均増加率(1985~2006年)は、農家数が0.8パーセント、総面積が0.3パーセントとなっており、中西部のみが1985年から2006年にかけて農家数が多くなっている。これは、フロンティア地域の中西部では農業開発が活発であり農地の開拓が積極的に行われてきたためである。

一方、南東部の総面積は1985年の約732万ヘクタールから一貫して減少傾向にある(約549万ヘクタール(2006年))。南東部の同期間の年平均減少率は、農家数がマイナス0.4パーセントであるのに対し総面積がマイナス1.4パーセントと、総面積の減少率の方が高い。これは南東部が製造業の中心地域であることなどが影響し、総面積の減少傾向に転じている可能性が高いと考えられる。

北部、北東部、南部では、農家数・総面積ともに1985年から1995/1996年にかけて減少しているものの、1995/1996年から2006年にかけて増加傾向に転じている。だが2006年の農家数・総面積は、1985年と比較すると中西部と異なり減少傾向にある。1995/1996年から2006年にかけて増加傾向に転じている理由としては、後述する家族農業経営支援により、小規模農家への農地の再分配が行われた結果と考えられる。

図9 地域別総農家数と総面積の推移

(単位：1000戸(左)・1000ヘクタール(右))



(出所) IBGE[1985; 1996; 2006a]より筆者作成

国家入植農地改革院 (Instituto Nacional de Colonização e Reforma Agrária : INCRA) によると、土地集中度を表す土地ジニ係数 (2000年) は、ブラジル全土で 0.802、北部で 0.714、北東部で 0.780、南東部で 0.750、南部で 0.707、中西部で 0.802 とどの地域も高い値である (DIEESE, NEAD and MDA 2012, 34)。伝統的に小規模農家が多い南部でも 0.707 であり、フロンティア地域である中西部ではその値が一段と高くなっている。このようにブラジルでは一部の大規模農家への土地集中と多数の小規模農家が滞留しているという構造は、現在においても解消されておらず、地域で若干の差はあるもののブラジル全土でみられる。そこで次節においては、ブラジルの土地制度の歴史的変遷に焦点をあて、二重構造が継続している要因について検討していく。

II 土地制度と農民運動

1. 土地制度の歴史的変遷

ブラジルの所有構造を規定する土地制度の歴史的過程は 3 つの時期に分けられる。第 1 に、植民地時代に移植されたセスマリア制 (sesmaria) に基づく土地所有期、第 2 に、セスマリア制が廃止され、1850 年の土地法によって大土地所有制が確立し、また一方で小規模土地所有が増大し始めた 19 世紀後半から 20 世紀前半、第 3 に、農業危機の顕在化により農地改革を推し進めようとした 1964 年以後である。

セスマリアとは、ポルトガルが植民地開発の際に移植した分与地制度のことであり、同

制度では開拓・開墾を義務付け、開拓・開墾をした者がその土地を所有してきた[Gimarães 1989, 41-60]。これは、1850年の土地法が制定されるまで、ブラジルの土地制度の基本を支えてきたものである。そしてセスマリア制のもとに、ファゼンダ (fazenda) などの大農場が形成され、それらがそれぞれの経済的生産単位あるいは社会的構成単位として、ブラジルの大土地所有制であるラティフンディオを特徴付けてきたのである[西川 1974, 185]。

植民地時代における開拓は、ポルトガルとの関係から北東部の海岸地帯を中心に進められ、18世紀末から19世紀の初頭にかけて、北東部およびサンパウロ州でのサトウキビ生産が中心的活動であった。サトウキビ農場の土地入手の方法は、当時の法制によればセスマリアの受領によるべきところであるが、現実には①セスマリア、②単純な占有、③財産相続、④購入など種々の方法で土地の入手が行われていた。19世紀末までは開拓前線の無住地が豊富にあったことから、占有からセスマリアによって土地を取得という場合が多かったことが考えられる[西川 1974, 187]。

セスマリアのもとサトウキビ生産が拡大していったが、それと同時にミナスジェライス州の金の経済の発展によって、ミナスジェライス州とリオデジャネイロ港を結ぶ交通路に荷馬隊や隊商が通行するようになった。そうした中、占有農 (posseiro) が街道筋に定着し、荷馬隊やその家畜のための牧場を開き、僅かな土地を拓いて、トウモロコシや豆類やサトウキビや牧草を栽培し始めた。そうした中で、大規模なセスマリアの取得者と占有農との間の土地紛争が厳しくなり、土地の区画を明確にする目的で樹木作物として、各ファゼンダでコーヒー栽培がされるようになった[西川 1974, 194]。

ファゼンダ経営は、農場主(fazendeiro:ファゼンディロ)とその家族、監理人(feitorもしくは adomistrador)、アグレガード (agregado: 小作農) とそれらの家族、そして奴隷によって構成されていた。アグレガードは、フォレイロ (foreiro)、もしくはクルチバドール (cultivador) と呼ばれ、基本的には自由な活動が許されていた[西川 1974, 189-190]。だがこの時期のサトウキビ農場の多くは、アフリカからの奴隷に労働力を依存していた。このような奴隷労働の存在は、単純なコモディティーとして存在していたため、労働関係での契約主義の発展を遅らせた。それと同時に、奴隷の存在は農村地域での国家勢力の浸透を遅らせていった[Graziano da Silva 1998, 6-9]。

しかし1850年に、世界情勢の変化から奴隷輸入の禁止令が出され(1888年に正式に廃止)、それと同時に新しい土地法 (Lei de Terras : Lei No.601) が制定された⁷。この土地法がブラジルの最初の土地法である。1850年の土地法では、それまでの占有制度を停止し、土地の取得が購入のみで行えるようにした。公用地を除いたすべての土地が未開地とされ、それらはこの土地法によって地権が発生した。すでにセスマリアや占有によって所有されているものに対しては、居住もしくは耕作をしている場合のみ権利があるとしているが、基本的には土地の取得は購入のみで入手するという姿勢が明らかにされた[Smith 1972,

375-356]。この結果土地価格が上昇し、土地の取得が現金払いでしか行えなかったことも作用し、資金力のある層や法制に通じた層に土地が集中していたのである。すなわちファゼンデイロによる所有が拡大し、不在地主化が進展したのである[Gimaraes 1989, 120]。

また奴隷制度の廃止は、低労働コストの維持を困難にし、北東部ではモラドール(moradores de condicao: 住み込み労働者)の労働形態が誕生した。彼らは、砂糖プランテーションへ定期的にサトウキビを供給するかわりに、小さな家庭菜園の耕作を許可されていた。またマツグロソ州やエスプリトサント州では分益農関係が確立していった。そしてサンパウロ州の西部を中心に、新しい労働形態としてコロノ農(colono)⁸、いわゆる移民家族単位の農民層(組織の場合もあった)が誕生した。移民者たちは開拓と共に土地へのアクセスが可能だったため、結果として耕作地域の拡大をもたらした[Reis 1998, 422-424]。

しかし、1929年の大恐慌によってコーヒー価格が下落し、ファゼンダによる土地維持が難しくなった。そこでファゼンデイロは、ファゼンダ内の未利用の劣等地を分割化し、販売・貸与することで資金の調達を図った。そのためシチオ(sitio)と呼ばれる小農場が広がり、小土地所有型の増加につながっていった。1940年の農業センサスによれば、1940年の農業生産者総数190万に対して、所有者はその72.3パーセントを占め、農地面積でも所有者が経営する面積の比率は64.4パーセントにあたる。このことに対し、C.プラド・ジュニア(Caio Prado Jr.)は「ブラジルの農業経済の現代におけるもっとも重要な事実のひとつは、農地所有の細分化と過去にはほとんど存在しなかった小土地所有の出現とその増大である」と述べている[プラド Jr. 1972, 333-342]。

つまり1920年以降に小土地所有が増加し、小規模経営層の増大とその対極にある大土地所有の増大という傾向も一層強まったことから、大土地所有制と小土地所有者という二重構造が進展したのである。特にヴァルガス体制時には、工業化優先の政策から農村部での寡頭政治を暗黙的に了承することになり、土地所有が政治・権力維持の手段として行われてきた。1929年以降もブラジルの農業生産は拡大しているが、それらはもっぱら開拓による耕作面積の増大であり、農業生産性の上昇や技術革新などは行われてこなかった。そのため、1950年代の終わりには、国際収支の悪化、農工間格差の増大、都市への人口集中とそれによる食料不足、農村における貧困が大きな問題となり、農業の構造改革が強く主張されるようになった[西川 1983, 274]⁹。

そうした中で1964年に法令第4504号として農地法(Estatuto de Terra)が制定された。農地法は、農地改革の実行と農業政策の促進を目的とし、農村不動産に関する権利と義務を規定している。農地改革は、生産性の向上と社会的不公正を是正し、土地の所有と利用の改変を行い、土地のより良い分配を促進することを目的としている(第1条第1項)¹⁰。加えて農地改革は、農地所有とその利用でミニフンディオとラティフンディオを漸進的に消滅させていくとともに、社会的不公正と農村労働者の繁栄を目標としている(第16条)。

土地の分配・再分配は、(a)接收、(b)寄付、(c)売買、(d)未利用地の収用、(e)使用目的が特定されていない公用地および未開拓地の開放、(f)財産分与の手段をとる（第17条）。農地法では、非生産的な農地あるいはラティフンディオに対し累進的な農地税を課すことによって農地接收を図り、農地の再分配を行うとしたのである[Skidmore 1998, 299]。

さらに1965年にブラジル農地改革庁(Instituto Brasileiro de Reforma Agrária: IBRA)が設立され、1970年に農業開発・入植を担当していた国家農業開発局(Instituto Nacional de Desenvolvimento Agrícola: INDA)とIBRAが統合されINCRAが設立された。INCRAは農地改革の実行機関であるが、農務省内の一機関として位置づけられたため、その権限は小さく、さらに政府は農地接收に対し補償金を支払うなど行ってきたため、農地所有者にとっては権力基盤を維持することが可能であり、農地改革の効果は僅かであった¹¹。

このように軍事政権期のブラジル政府は、土地所有の根本的改変をさげ、その一方で技術革新や機械化など近代的農業の実施による生産性の向上、インフラ整備による開拓の促進、作物転換による新たな農産物生産の拡大により農業生産を増加させることを行ってきた。従来のサトウキビ・コーヒーをはじめとする亜熱帯作物から大豆・大豆関連製品、オレンジ、鶏肉などの作物生産にシフトしていったのである。また、セラード開発に代表される中西部の開発に力を注ぎ、開拓地・国有地への入植を促進していった。こうした背景には、農業の構造改革が国内問題の顕在化という側面だけでなく、アメリカからの圧力(進歩のための同盟)によりラテンアメリカ全土に農地改革が要求されたことも影響している。すなわち、漸進的な農地改革を選択したことにあらわれているように、同時期の農地改革は外部圧力を緩和するためのものだったともいえる。

2. 土地なし農民運動拡大

農地改革の効果は僅かだったことは、土地所有構造に大きな変化をもたらさず二重構造が温存され、それらは農民運動の高揚と激化へとつながった。農民運動の代表格がCONTAG¹²や土地なし農民運動(Movimento dos Trabalhadores Sem Terra: MST)である。MSTは、軍事政権終焉期にリオグランデドスル州およびパラナ州西部などブラジル南部の農民が中心となり発足した土地なし農村労働者運動グループの名称である(矢持1998, 99-100)。MSTの始まりは、1979年にリオグランデドスル州で土地を耕作していた110家族が追い出され、同地域のマカリ大農場(Fazenda Macali)とブリリヤンテ大農場(Fazenda Brilhante)を占拠したことに端を発する。同様のことが、サンタカタリーナ州、マツグロソドスル州、パラナ州で立て続けに起こり、そして1984年第1回土地なし農民全国会議が開かれ、正式にMSTが結成されたのである¹³。

土地なし農民の多くは、農村部の国内資本主義の発展過程である農業の近代化に伴い、その近代化の波に取り残された層である。アグロインダストリーコンプレックス(Complexos Agroindustriais: CAIs)¹⁴形成に代表される農業の近代化は、農村部にお

ける資本主義の浸透であったため、必然的に零細農や家族経営農場が淘汰し、労働力のプロレタリアート化が進展した。そのため失業した貧困層が産業予備軍化し、土地なし農民層を形成していったのである。つまり土地なし農民には、機械化の進展によってファゼンダから追い出された人々だけでなく、零細な占有農家、共同経営農家、借地農家など小規模農家も含まれていたのである。彼らは、生活の困窮化、生産的でないなど様々な事情で自分たちが手放していった土地を、大土地所有者が独占化していくことに対して反対した。また同時に、その反対運動は、土地集中による農地からの農村労働者の追放プロセス、都市部への人口集中、近世紀からの入植政策の歪みなどから生まれてきた政治・経済・社会的な不条理に対する反抗運動でもあった。

軍事政権期の農地改革の効果が僅かであったことは、私有地・国有地の登記不備や再測量に時間を要した一方で、軍事政権への反政府運動が農地問題に結合していたため、農地改革関連部署の権限が不十分であったなど政治的側面も大きい。その状況は、民政移管された1985年以降も変わらなかった。サルネイ政権下では、1985年に全国農地改革計画(Plano Nacional de Reforma Agrária : PNRA)を発表し、1964年の農地法を実施すること、5年間で140万人に農地を分配することが決定した。またそれを行う専門省庁として農地改革・農村開発省(Ministério da Reforma e do Desenvolvimento Agrário : MIRAD)が設立した[Deere and de Medeiros 2007, 83-84]。だが、軍事政権期下に誕生したMSTをはじめとする農民運動の組織化が活発化し、さらにMSTへの対抗勢力として、地主らが農村民主連合(União Democrática Ruralista : UDR)を結成(1985年)するなど、武力衝突も頻繁に起こすようになってきた。

そうした中1993年には、法令第8629号にて1988年に制定されたブラジル憲法との整合性を合わせるために若干の修正が行われた¹⁵。法令第8629号では、生産的所有であること、ここでいう生産的所有とは、連邦当局によって設定されたリストで、土地利用と経営効率レベルにおいて、経済的かつ合理的経営と達しているものと記している(第6条)。つまり占有者においても生産的所有であるならば権利がINCRAから譲渡され、元の所有者には政府から補償という形で金銭が支払われることが決定し、土地所有において生産的であるか否かが土地所有を継続できる1つのポイントになってきたのである¹⁶。

このようにブラジルでは、農民運動の加速とともに、1964年の農地法以降農地改革を何度も目標に掲げ法的整備を図ってきたが、その効果は僅かであった。これは政治的手段として農地改革を目標に掲げるものの、農業生産の多くは近代的農業の発展により大規模かつ生産的な農家が主要な担い手として育成されてきたためである。すなわち構造改革により農業生産の停滞を打開するのではなく、地力収奪的な農業から脱却すること、いわゆる近代的農業を実践すること、それと同時に未利用・未開拓地を農地に転換することで農業生産を拡大してきたためである。

III MDAによる家族農業支援と農地改革

1. 農業政策による家族農業支援

1994年のリアルプランの実施によりインフレ問題に終止符が打たれて以降、ブラジルの最大の国内問題は所得格差の解消であった。農業分野においても、農業生産が飛躍的に拡大したが、一方で多数の小規模農家が存在するという農業の二重性は解消されていなかった。そこでカルドーズ政権（1995-2003年）以後、農村貧困を軽減すること、生産者の社会・経済的一体性を高めることを目的に、家族農業（Agricultura Familiar）の支援と農地改革の進展を農業政策の重点分野の1つにおいた[佐野 2012, 135]。

加えて、2000年にはより家族農業の支援や農地改革を進展させるべく農業政策に直接関係する省が2つに再編された。一般的な農・牧畜業政策の立案、遂行、アグリビジネスの振興と競争力の強化を図ることを目的とする農務省（Ministério da Agricultura, Pecuária e Abastecimento : MAPA）と家族農業支援と持続可能な農業のための政策などを立案・遂行する農業開発省（Ministério do Desenvolvimento Agrário : MDA）である。MDAは、MIRAの後継であり、INCRAもMDAの管轄となっているため、農地改革の推進も担っている。特に、ルーラ政権が発足した2003年以降、MDAは家族農業を食料安全保障や農村開発を進展させる原動力として捉え、その発展に尽力している。これはCONTAG、MST、小規模農業生産者運動（Movimento dos Pequenos Agricultores : MPA）、全国家族農業労働者連合（Federação Nacional dos Trabalhadores e Trabalhadoras na Agricultura Familiar : FETRAF）など農民運動団体がルーラ政権の支持母体であることも大きく関連している[佐野 2008, 16-18]。事実、MDAの予算は2002年では22億リアルであったが、2009年には63億リアルまで拡大している[MDA 2010, 11]。

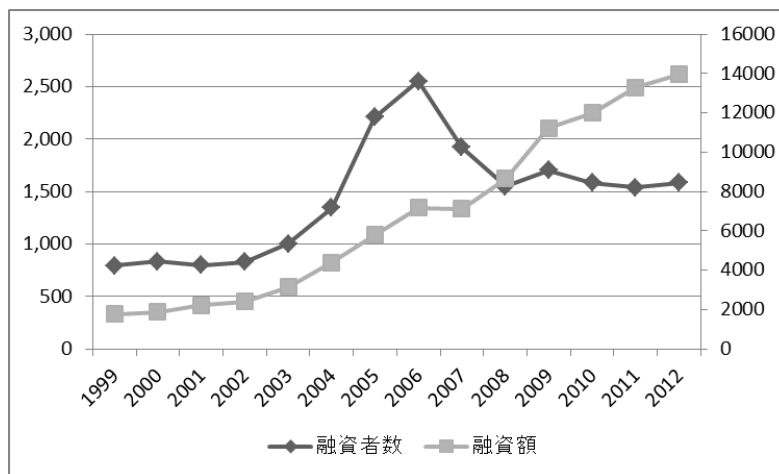
家族農業支援の中心は、家族農業強化計画（Programa Nacional de Fortalecimento da Agricultura Familiar : PRONAF）を通じての低金利融資の拡大と技術支援・情報提供の強化（Assistência Técnica e Extensão Rural : Ater）である。それ以外にも、①バイオディーゼール生産・利用促進国家プログラム（Programa Nacional de Produção e Uso de Biodiesel : PNPB）によるバイオ燃料の普及、②有機栽培の普及、③家族農業保険（Seguro da Agricultura Familiar : SEAF）や収穫保障保険（Programa Garantia-Safra）など農業保険の強化、④家族農業最低保証価格プログラム（Programa de Garantia de Preços da Agricultura Familiar : PGPAF）や家族農業食料調達プログラム（Programa de Aquisição da Agricultura Familiar : PAA）などを通じての価格保証や食料調達支援の拡大、⑤女性、若者、キロンボ（黒人自立共同体）などの就労支援や所有権の確立、⑥法定アマゾン¹⁷の保護など多岐にわたる農村社会政策をMDAで実施している。

2. MDA による PRONAF の推進

PRONAFとは、所得制限を設け、小規模生産者層、協同組合、農業団体を対象に、融資限度額は小額ながら優遇金利で、営農融資や投資融資が貸し出していくプログラムである¹⁸。ブラジルでは、一般に農業融資全般は、市中金利より低い金利で融資が行われているが、PRONAFではさらにそれより低利で融資が行われているという特徴を有している。カルドーズ政権期であった2002年のPRONAFに対する支出は23億リアルで、これは農業融資全体に占める割合の7.7パーセントにあたる。だがルーラが政権についた2003年以後PRONAFに対する融資額は徐々に増加しており、2012/2013年において180億リアルまで拡大している(図10)。

図10 PRONAFの融資数および融資額の推移

(単位：千人(右)・百万リアル(左))



(出所) ブラジル中央銀行 (<http://www.bcb.gov.br/>) のデータをもとに筆者作成。

PRONAFが導入された当初は、南部地域の家族農業を中心に融資が行われてきたが、近年では様々な特別枠を設け、女性や若者の就労支援、森林保全や環境保全を行う小規模生産者層に対しても、低利で融資が行われている¹⁹。このことにより、雇用の機会の増大や農村開発、さらにはブラジル全土の農業生産者の支援へとつながっている。また世界食料危機の影響でブラジル国内でも食料品価格が上昇したことにより、1家族あたり10万リアルを上限とする融資プログラム (PRONAF Investimento(Mais Alimentos)) も追加された [MDA 2010, 15]。

MDAによれば、PRONAFによる家族農業の支援が有益に働いた要因として、共に実施してきた Ater が実を結んだとしている。ブラジルは、ブラジル農牧研究公社 (Empresa Brasileira de Pesquisa Agropecuária : EMBRAPA) がセラードに適した大豆種子を開発したように、世界有数の農業機関を備えている。1990年代に入ると、その農業研究技術指

導を実施すべく各州に農業普及機関（*Empresa de Assistência Técnica e Extensão Rural* : EMATER）が改組された。さらに、2003年にはMDAが予算面などにおいてAterを掌握することになり、農地改革プログラムによって新規就労した家族農業や小規模生産者への技術指導・情報提供へと再編されてきた。2003年において4600万レアルだった投資が、2010年には6億2600万レアルまで拡大している。加えて、2003年から2010年にかけて、総投資額の半分に匹敵する22億レアルが北部・北東部の家族農業・小規模生産者への技術指導に充てられ、北東部の小規模農家の増加につながったと考えられる。また、Aterへの予算が拡大したことで、27すべての州で技術指導が行えるとともに9000人の技術指導員を雇用するまでになった。Aterは、2010年に法令第12188号で法制化され、国家技術指導・農業普及政策（*Política Nacional de Assistência Técnica e Extensão Rural* : Pnater）の1つとして、国家技術指導・農業普及プログラム（*Programa Nacional de Assistência Técnica e Extensão Rural* : Pronater）を実施するようになっている。現在では、中央政府、州政府、大学、民間企業、NGO団体、社会運動組織が一体となって17の分野で技術指導を行えるようになっている。このようにAterの活動は非公式な教育サービスであり、経営、生産、加工、マーケティングなど農業および非農業サービスの過程を支援している[MDA 2010, 30-31]。

農業政策において家族農業に対して強力な支援政策を実施する背景には、貧困問題と農村の再建ないし農村の開発は結合していると考え方がある。農村の過剰労働力が都市部への移動することは、農村からの貧困追放にはつながるかもしれないが、大都市でのファベールを中心とする都市問題を一層激化させるだけであり、貧困問題の直接的解決にはならない。ブラジルでは、工業部門の輸出が拡大傾向にあるものの、農業部門（アグロインダストリーを含む）が貿易黒字の主たる源泉である。したがって、農業部門あるいは農村部で雇用機会を創出していくことは、所得格差是正の大きな力となっていくことが期待され、カルドーズ政権以後、農村開発に力を入れてきたのである。また先に示したように、法令第8629号にて生産的であるということが農地所有の第一原則となっており、小規模生産者でそれを実現するために家族農業経営であることが有効だという考え方が欧米を含め広がってきたためである。ブラジル地理統計院（*Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística* : IBGE）のデータによれば、ジニ係数が1998年の0.607から2005年には0.567まで下がっていること、さらに貧困ライン以下の人口が92年には35.16パーセントだったのが2006年には19.31パーセントまで縮小していることもからも、ある一定の効果があらわれているといえるだろう。

3. 家族農業の現状

家族農業とは、2006年6月に法令第11326号にて以下のように定義されている。①所有者・借地者・共同経営者・占有者（開拓者）であること、②耕作面積が標準農地面積の

4倍以下であること²⁰、②経済活動に占める労働力の主な源泉が家族であること、③総所得の80パーセント以上を農業活動から得ていることである。

2006年の農業センサスによれば、426万7902農家が家族農業であり、総農家数の84パーセントを占めている。家族農業の従事者数は約4300万人であり、そのうち約1200万人は農業を主として稼いでおり、38パーセントが農村部での総所得を得ている²¹。面積では、全体の24.3パーセントしか占めていないが、農村労働力の74.4パーセントを吸収している。労働生産性を比較すると、大規模農業が100ヘクタールあたり1.7人に対し、15.3人であり、それだけ雇用吸収能力が高いといえる。さらに、総生産の89パーセントを担っている。品目では、生産では、豆（70パーセント）やキャッサバ（80パーセント）、牛乳（58パーセント）、豚（59パーセント）、家禽（50パーセント）など基礎食料の生産割合が高い。1ヘクタール当たり生産額が非家族農業経営は358リアルであるのに対し、家族農業は677リアルであり、より生産性が高いといえる。今日において、家族農業はブラジルのGDPの約10パーセントを担う存在である[MDA 2010, 22-26]²²。

このように今日では、農地改革の実施だけではなく家族農業経営を中心に小規模生産者をより生産的な農業生産主体に転換させる試みが図られている。これは、まず法令第8629号により、社会的機能、すなわち規模ごとに定められている経済的かつ合理的経営に達していない土地は連邦政府によって接収され、所有者には国債で補償することが決定し、権力・財産としての非生産的な土地所有が規制されたことが影響していると考えられる。また、小規模生産者への農地の分配を精力的に行い、カルドーズ政権では年平均4万2912家族、ルーラ政権時には3万6301家族が新たに入植している。カルドーズ政権では1995年から2002年9月までに63万5035家族に農地を分配しているが、これは農地法が定められてからの過去30年間に実施された入植が21万8354家族であったことを考慮すれば、革新的に推し進められたといえるだろう[Scarso 2012]。

IV アグリビジネスの活動状況および外国による農地買占めの現状

1. ブラジルにおけるアグリビジネス

ブラジルは、コーヒー、サトウキビから大豆、牛肉、豚肉、鶏肉、トウモロコシなど様々な農産物において高い世界シェアを誇っている。同国には、1950年代から多国籍アグリビジネスが参入している。さらに、1990年代に入ると、拡大している農業生産を背景に、食品分野への投資もさらに増加してきた。表1に2011年のアグリビジネス売上高ランキング上位10社を示した²³。それによれば、穀物メジャーのABC（ADM、Bunge、Cargill）が高い売上高を誇っているものの、ブラジル企業の躍進も目立っている。

例えば、JBS社は2007年に米国スイフト社（Swift）を買収し、現在世界最大の牛肉パッカーである。同社の創設者ジョゼ・バチスタ・ソブリーニョ氏（José Batista Sobrinho）

は、牛をと殺場に運搬するトラック運転手から世界最大の牛肉パッカーまで成長させたとし、その成功は「ブラジルドリーム」として称えられている。同社は、1953年にゴイアス州において起業し、その後国内の食肉メーカー（と殺場・加工工場など）を買収することで、と殺能力を当初の1日あたり5頭から5800頭までに拡大し、ブラジル国内において最大のと殺能力を誇るようになってきた。さらに、2005年からは国内だけではなく、国外の食肉メーカーを買収し、そのと殺能力を1日当たり8万6000頭まで拡大している²⁴。また、近年では鶏肉・豚肉市場にも参入し一大勢力となっている。JBS社以外にも、鶏肉・豚肉メーカーとしては、ブラジルフーズ社（Brasil Foods : BSF）が有名である。鶏肉・豚肉分野では、ブラジル企業のペルディガオン社（Perdigão）とサディア社（Sadia）による寡占化が進展していたが、2009年にペルディガオン社が事実上サディア社を買収し、ブラジルフーズと名称を変え現在に至っている。

砂糖・アルコール分野では、サンパウロ州の協同組合の集合体であるコパスカー（Copersucar）やサンパウロ州の砂糖・エタノールメーカーのコザン社（Cosan : 売上高37位）などが高いシェアを誇っている。穀物分野においては、穀物メジャーと呼ばれるABCのシェアが高いものの、コアモ（Coamo : 11位（売上高）・32位（輸出額））やア・マーギー社（AMagii : 20位（売上高）・9位（輸出額））を始めとするブラジル企業もアグリビジネス売上ランキング上位50社に含まれる²⁵。つまり同国では、穀物メジャーによって穀物分野は寡占化が進展しているものの、中堅のブラジル企業も存在している。一方、食肉分野や砂糖・アルコール分野では、ブラジル企業による寡占的構造になっており、さらにそれらが世界的にもある程度のシェアを有するまでに成長している。

表1 ブラジルにおけるアグリビジネス企業上位10社（2011年）

売上 ランキング	輸出 ランキング	企業名	分野	売上高 (百万 ^{ドル})	輸出額 (百万 ^{ドル})	国籍
第1位	第2位	Bunge Alimentos	油脂・穀物・加工品	19319.9	4864.4	アメリカ
第2位	第1位	Cargill	油脂・穀物・加工品	19,093.2	6545.9	アメリカ
第3位	第4位	JBS	牛肉	13,420.5	2726.0	ブラジル
第4位	第5位	BRF/Sadia	鶏肉・豚肉	12,859.8	2679.9	ブラジル
第5位	第6位	BRF	鶏肉・豚肉	12,831.0	2455.2	ブラジル
第6位	第3位	ADM	油脂・穀物・加工品	9,903.5	2899.6	アメリカ
第7位	-	Copersucar-Cooperativa	砂糖・アルコール	8,412.8	-	ブラジル
第8位	-	Uniliver	油脂・穀物・加工品	7,295.5	-	オランダ・イギリス
第9位	第7位	Louis Drefus	油脂・穀物・加工品	6,824.4	2146.9	フランス
第10位	-	Basf	肥料・農薬	5,755.1	-	ドイツ

（出所）EXAM.com(<http://exame.abril.com.br/>)の情報および各企業ホームページの情報をもとに筆者作成。

（注）輸出ランキングは、アグリビジネス以外の企業も含む企業別輸出額上位50社のデータを用いているため不明な部分もある。

2. 外国による農地買占めの現状

過去 20 年間、食品分野に対する外国からの投資が拡大していたが、近年ブラジルの農地に対し外国からの投資も拡大している。ブラジルに居住する外国人・外国企業（外国企業傘下の現地法人）による農地取得・賃借は、1971年に法令第 5709 号によって定められ（1974年に大統領令 74965 号、1993年に法令第 8629 号で一部改正）、それに基づいて外国人・外国企業によって土地取得が行われてきた²⁶。

これまで法令第 5709 号（特に第 1 条）およびブラジル憲法の解釈を巡り、ブラジルでは長年議論がされてきた。1988年のブラジル連邦共和国憲法の第 5 条において「ブラジルに居住する外国人・外国企業もブラジル人・ブラジル企業と同等の権利を有する。」と規定されているのに対し、第 190 条において「法律は、外国人および法人（企業）による農地所有権の取得、賃借を規律し、かつ制限し、また国会の認可を要する場合がある。」と規定されている²⁷。すなわち外国人・外国企業に対し、一方では平等な権利を認めているが、その一方で規制・制限を設けているわけである。だが、近年世界的な食料需要の増加により外国人・外国企業による農地取得の動きが加速していることに伴い、2010年8月に政府による意見書（LA-01）が発表され、さらに2011年12月にINCRAよりその内容を反映した基本通達 70 号（Instrução Normativa/INCRA/No.70）が発表された²⁸。外国人・外国企業による農地取得に対し、INCRAによる監視体制が強化されることになったのである。

まず、外国人・外国企業に対しても、ブラジル人・ブラジル企業と同様の条件が課せられる。だが、外国人・外国企業に対しては海岸・国境地帯など国家安全保障に関わる地帯・周辺については規制が設けられている。第 2 に、外国企業の農地取得・賃借は、それが農牧林事業、工業製造事業、観光事業や開拓事業などの導入を目的としたものであること、かつそれらがその企業の社会的責任を果たすものである場合のみ許可が与えられる。事業内容によってはMAPAや開発商工省（Ministério do Desenvolvimento, Indústria e Comércio Exterior : MDIC）など関連機関の認可を必要とする（基本通達第 14 条）。第 3 に、500 ヘクタールから 1 万ヘクタール（100MEI）以上の農地を外国企業が取得あるいは賃借する場合は議会の承認を必要とする（基本通達第 6 条）²⁹。外国人の農地取得についても、250 ヘクタールから 5000 ヘクタール（50MEI）を超える場合は議会による承認を必要とする（基本通達第 5 条）。また、15 ヘクタールから 300 ヘクタール（3MEI）以上の農地を外国人が取得もしくは賃借する場合、INCRAによる承認を必要とする（基本通達第 9 条）。第 4 に、外国人・外国企業問わず、当該自治体面積の 25 パーセントを越えての所有は行えないこと、同一国籍の個人・法人が当該自治体面積の 10 パーセントを超える面積を所有することはできない（基本通達第 7 条）。

2010 年前半において、420 万ヘクタールが外国人・外国企業によって所有されている。ブラジル紙『Folha de S.Paulo(フォーリャ・デ・サンパウロ)』（2010年11月2日付）

では、「外国人による農地取得は1時間にサッカーコート22個分に匹敵」という題目で取り上げられた。2007年の終わりから2010年の半ばにかけ、1152地帯、51万5100ヘクタールが外国人・外国企業によって購入された。特に、マットグロッソ州、サンパウロ州、ミナスジェライス州、マットグロッソドスル州、バイア州では外国人による農地買占めが拡大している。また、南部ではパラナ州、リオグランデドスル州を中心に合計約10パーセント近くが、北部ではパラ州とアマゾナス州を中心に合計約11パーセントが外国人によって農地取得されている(表2)。

表2 外国による農地買占めの現状(2010年)

	面積(1,000ha)	割合
マットグロッソ	844	20.2
サンパウロ	491	11.7
ミナスジェライス	491	11.7
マットグロッソドスル	473	11.3
バイア	368	8.8
パラナ	299	7.1
パラ	235	5.6
アマゾナス	232	5.5
ゴイアス	230	5.5
リオグランデドスル	113	2.7
その他	408	9.8
合計	4,184	100.0

(出所) Fernandes, Welch and Gonçalves 2012. p.51, Table1.

外国人による農地買占めの拡大は、ブラジルにおいて農地価格の上昇を招いている。FGVのデータによると、2000年から2006年にかけて年平均10.16パーセントの土地価格の上昇が起こっている。地域別にみると、マットグロッソ州、サンタカタリーナ州、ミナスジェライス州で土地価格の上昇が大きい(Fernandes, Welch and Gonçalves 2012. 51)³⁰。これらの地域で農地価格の上昇が高いのは、外国企業による農地買占めを影響しているが、サンタカタリーナ州では古くから農業地帯であり農地の希少性が高い点やマットグロッソ州では穀物価格の高騰により農業生産が拡大していることなども影響していると考えられる。

おわりに

ブラジルの土地所有の不平等は、他国に比べ依然として高く、経済的社会的な不平等を内包している経済である。だが土地所有の不平等は正に對し、1990年代以後は精力的に取り組んでいる。まず、社会的機能、すなわち規模ごとに定められている経済的かつ合理的経

営に達していない土地は連邦政府によって接収され、所有者には国債で補償することが決定し、権力・財産としての非生産的な土地所有が規制された。また、カルドーズ政権以降は、小規模生産者への農地の分配を精力的に行っており、カルドーズ政権だけで過去30年間の実績より多くの入植を推進している。

しかしながら、カルドーズ政権では不法占拠に対し取り締まりを強化したのに対し、ルーラ政権では外国による農地買占めに対し規制の強化など、政治的手段として農業が使われるという構造は今なお残存している。こうしたことが、ブラジルの土地集中度を依然高い値にとどめているといえる。今後においては、憲法解釈などが政権に関係なく執り行われるなど、政治的手段としての利用が排除されれば、ブラジルの土地制度におけるリスクはさらに逡減していくと考えられる。また2011年に誕生したルセフ政権においては、2011年の農地分配の実績は2万2021万家族であり、カルドーズ政権やルーラ政権に比べ農地改革が停滞しており、今後においてどのように対処していくかが問われているといえるだろう。

さらに、輸出品目の上位である大豆、トウモロコシなどの耕種作物では国際市場へのアクセスなど流通市場との関係でアグリビジネスに包摂されているかどうか等重要となっており、そこにおいてはまた別の問題が内在していると考えられる。それについては次年度の研究課題の1つである。

文献リスト

<日本語文献>

- 佐野聖香 2012. 「ブラジル農政の性格規定に関する一考察」『経済論集』 38(1) (12月) 121-139.
- 2008. 「第2次ルーラ政権における農業団体と農業問題」『ラテンアメリカレポート』 Vol.25 No.1 (8月) 12-21.
- 2005. 「現代ブラジル農業生産・流通システム—アグロインダストリーコンプレックスの発展の意義—」博士論文 立命館大学.
- 西川大二郎 1983. 「ブラジルの農業政策とその展開」石井章編『ラテンアメリカの土地制度と農業構造』アジア経済研究所.
- 1974. 「ブラジル・サンパウロ州の農業とその発展過程」西川大二郎編『ラテンアメリカの農業構造』アジア経済研究所.
- プラド Jr. C. 1972. 山田睦男訳 『ブラジル経済史』 新世界社.
- 矢谷通朗編訳 1991. 『ブラジル連邦共和国憲法：1988年』 アジア経済研究所.
- 矢持善和 1998. 「ブラジルにおける土地なし農民と農地の問題—主に1970年代後半からの事例と理論—」『アメリカス研究』 第2号 99-108.

<外国語文献>

- Alston, L. J., Libecap, G. D. and B. Mueller 1999. *Titles, Conflict, and Land Use : The Development of Property Rights and Land Reform on the Brazilian Amazon Frontier*. University of Michigan.
- Deere, C. D. and L. S. de Medeiros 2007. “Agrarian Reform and Poverty Reduction: Lessons from Brazil,” in *Land, Poverty and Livelihoods in an Era of Globalization*. ed. A. Haroon Akram-Lodhi et al, Routledge.
- Degan, R. J. 2012. “The Resource-Based Horizontal Acquisition Strategy of JBS.” *Glob Advantage Working Paper* (90).
- DIEESE, NEAD and MDA. 2012. *Estatísticas do Meio Rural 2010-2011*. 4.ed.São Paulo: DIEESE, NEAD and MDA.
- Fernandes, B. M. 2000. *A Formação do MST no Brasil*. Editora Vozes Ltda.
- Fernandes, B. M., Welch, C. A. and E. C. Gonçalves 2012. “Land Governance in Brazil.” *Framing the Debate Series (2)*. Rome: ILC(International Land Coalition).
- Folha de S.Paulo*. 2010. 02 de Novembro.
- Gimarães, A. P. 1989. *Quatro Séculos de Latifúndio*. 6 ed. PAZ e TERRA.
- Graziano da Silva, J. 1998. *A Nova Dinâmica da Agricultura Brasileira*. Instituto de Economia da UNICAMP.
- Hoffmann, R. and M. G. Ney 2010. *Estrutura Fundiária e Propriedade Agrícola no Brasil, Grandes Regiões e Unidades da Federação*. Brasília: MDA.
- IBGE(Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística) 2006a. *Censo Agropecuário*. Rio de Janeiro : IBGE.
- IBGE(Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística) 2006b. *Censo Agropecuário – Agricultura Familiar*, Rio de Janeiro : IBGE.
- 1995/1996. *Censo Agropecuário*, Rio de Janeiro : IBGE.
- 1985. *Censo Agropecuário*, Rio de Janeiro : IBGE.
- Reis, E. P. 1998. “Brazil: one hundred years of the agrarian question.” *International Social Science Journal* 50: 419-432.
- MAPA(Ministério da Agricultura, Pecuária e Abastecimento) 2010. *Brazil How to Invest in Agribusiness*. MAPA.
- MDA(Ministério do Desenvolvimento Agrário) 2012. *Plano Safra da Agricultura Familiar 2012/2013*. MDA.
- MDA/INCRA(Instituto Nacional de Colonização e Reforma Agrária) 2011. *Instrução Normativa/INCRA/No. 70*. INCRA.
- MDA/INCRA(Instituto Nacional de Colonização e Reforma Agrária) 2010. *Um Novo*

Rural Brasil. MDA/INCRA (MDA/INCRA 2010. *A New Rural Brazil* MDA/INCRA).

Presidência da República 2010. *Lei No. 12188*, de 11 de Janeiro de 2010, Presidência da República.

———2006. *Lei No. 11326*, de 24 de Julho de 2006, Presidência da República.

———1993. *Lei No 8629*, de 25 de Fevereiro de 1993., Presidência da República.

———1988. Constituição da República Federativa do Brasil de 1988., Presidência da República.

———1971. *Lei No 5709*, de 7 de Outubro de 1971., Presidência da República.

———1964. *Estatuto da Terra(Lei No 4504)*, de 30 de Novembro de 1964., Presidência da República.

———1850. *Lei No 601*, de 18 de Setembro de 1850., Presidência da República.

Sauer, S. and S. P. Leite 2012. “Expansão Agrícola, Preços e Apropriação de Terra Por Estrangeiros no Brasil.” *Revista de Economia e Sociologia Rural* 50(3): 503-524.

Sauer, S. 2006. “The World Bank’s Market-Based Land Reform in Brazil.” In *Promised Land: Competing Visions of Agrarian Reform*. ed. Rosset, P., Patel, R. and M. Courville, Food First Books.

Silva, L. O. 1996. *Terra Devolutas e Latifúndio – Efeitos da lei de 1850*. Editora da UNICAMP.

Scarso, A. 2012. “E a reforma agrária, presidenta Dilma?.” *Brasil de Fato*. 10/04/2012, São Paulo.

Skidmore, T. S. 1998. *The Politics of Military Rule in Brazil, 1964-1985*. New York: Oxford University Press.

Tsakok, I. 2011. *Success in Agricultural Transformation. What It Means and What Makes It Happen*. New York: Cambridge University Press.

Veltmeyer, H., Petras, J. and S. Vieux 1997. *Neoliberalism and Class Conflict in Latin America – A Comparative Perspective on the Political Economy of Structural Adjustment*. Macmillan Press Ltd.

Wilkinson, J., Reydon, B., and A. Sabbato 2012. “El Caso do Brasil.” En *Dinámicas en el mercado de la tierra en América Latina y el Caribe: concentración y extranjerización*. ed. Soto, F. and S. Gómez, FAO(Food and Agriculture Organization of United Nations).

インターネット :

日本貿易振興機構 (JETRO) : <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

ブラジル日本商工会議所：<http://jp.camaradojapao.org.br/>

Brasil de Fato：<http://www.brasildefato.com.br/>

EXAM.com：<http://exame.abril.com.br/>

Folha de S.Paulo：<http://www.folha.uol.com.br/>

INCRA(Instituto Nacional de Colonização e Reforma Agrária)：

<http://www.incra.gov.br/>

JBS：<http://www.jbs.com.br/>

MDA(Ministério do Desenvolvimento Agrário)：<http://www.mda.gov.br/>

MAPA (Ministério da Agricultura, Pecuária e Abastecimento)：

<http://www.agricultura.gov.br/>

大統領府 (Palácio do Planalto)：<http://www2.planalto.gov.br/>

¹ 従属学派・構造学派・新構造学派の農業部門をめぐる議論については佐野[2005]にて詳細に述べているのでそちらを参照。

² IBGEのセンサスデータを用いている規模別農家では10ヘクタール以下を小規模農家、10ヘクタールから100ヘクタールを中規模農家、100ヘクタールから1000ヘクタールを大規模農家、1000ヘクタール以上を巨大農家とおいている。ただし、後述する家族農業などではINCRAによって別に定められた規模を指しており、その面積は上記と一致しない。そのため本論文では、小規模農家といった場合は10ヘクタール以下を指し、小規模生産者といった場合はINCRAの小規模を指している。INCRAの小規模については脚注XXを参照。

³ 2006年の農業センサスの経営形態では、Proprietário (所有)、Arrentário (借地)、Parceiro (共同経営)、Ocupante (占有)、Assentado sem titulação definitiva (非権利者)、Produtor sem area (土地なし生産者)に区分されている。だが、それ以前のセンサスには非権利者と土地なし生産者がいないため、本稿ではその部分は除外している。

⁴ ジニ係数およびアトキンソン係数とも不平等度を測る尺度であり、1に近いほど不平等である。

⁵ 地域別農業生産の特徴については佐野 [2005]に詳しく展開しているのでそちらを参照。また近年は、セラード地域よりさらに北上しMATOPIBA (マラニョン・トカンチンス・ピアウイ・バイア州) への投資が拡大している。

⁶ 南部で小規模農家が多い要因の1つとして、財産分与における土地の細分化が絡んでいると考えられる。南部は、伝統的かつ近代的農業の生産地域であり、親から子・孫に農地を継承する際に家族間で均等に分配することになっているため、土地が細分化されやすい。

⁷ 土地法廃止の影響は、Silva [1996]を参照。

⁸ コロノ農とは、1880年に奴隷制が廃止したことにより労働力が不足し、それを補うために受け入れた移民労働者のことである。彼らは、スペイン・イタリア・ドイツ・日本からの移民者が多く、家族で開拓をしながら、一時的にファゼンダなどで働いて生計を立てていた。

⁹ 西川によれば、農業危機以降の農業改革の柱は農村労働法と農地法である。ブラジルでは、1943年に都市労働者向けの近代的労働法がすでに制定されていたが、農村労働者には及んでいなかったため農村労働法が1963年5月に公布された。同法では、8時間労働、最低賃金の保障、解雇通告の雇用主への義務付け、労働組合の結成の権利の保障等を内容にしている[西川 1983, 246-247]。

10 農業政策の目的は、農業活動による農村経済の利益を確保すること、完全雇用を保証すること、地域の産業化過程に調和するための土地所有を支援するための手段であるとしている（法令第 4504 号第 1 条第 2 項）

11 1964 年の農地改革については、Alston, Libecap and Mueller [1999]や Tsakok [2011] に詳しく述べられているのでそちらを参照。

12 CONTAG は、1963 年に 14 の州で、475 の農業労働者組織によって結成され、農地改革を推進することを目的に形成された農業労働者の連合である。現在の与党の PT（労働党）と強いつながりを持ち、農業労働者・土地なし農民たちのまとめ役となっている[佐野 2008,15]。

13 MST 運動については Fernandes [2000]や Veltmeyer, Patras and Vieux [1997]で詳しく述べられているのでそちらを参照。

14 CAIs とは、農工間複合体のことであり、CAIs については佐野 [2005]で詳しく述べられているのでそちらを参照。

15 ブラジル憲法では、第 184 条から第 191 条において農業および農地政策・農地改革について記されている。詳しくは、矢谷 [1991]を参照。

16 現憲法の第 191 条において、占有について以下のように定義されている。「農地または市街地の所有者ではなく、農村地帯に 50 ヘクタールを超えない土地を自己のものとして、反対をうけることなく、引き続き 5 年間占有し、自己と家族の労働をもってその土地を生産的にし、かつその土地内に住居を有する者は、その土地所有権を取得する。」[矢谷 1991, 171]

17 法定アマゾン（Legal Amazon）とは、政府がアマゾン地域の自然保護を目的に定めた行政地域であり、9 州（アクレ、 Rondônia、アマゾナス、ロライマ、パラ、アマパ、トカンチンス、マツグロソ、マラニョンの一部）にまたがっている。その面積は約 500 万平方キロメートルで、ブラジル国土の約 60 パーセントにあたる。

18 2012/2013 年においては、融資グループを 3 段階に分けて融資を行っている。第 1 グループは 1 万リアルまでを金利 1.5 パーセントで融資され、第 2 グループは 1 万リアルから 2 万リアルを金利 3 パーセント、第 3 グループは 2 万リアルから 8 万リアルを金利 4 パーセントで融資される[MDA 2012, 7]。

19 特別枠としては、女性向けの PRONAF Mulher、有機栽培を推進している家族農業に対する PRONAF Agroecologia、環境保護などに取り組んでいるものへの PRONAF ECO などがあげられる[佐野 2012, 136]。

20 標準農地面積（módulo fiscal）とは、1993 年法令第 8629 号によって INCRA が定めている農地単位のことであり、これに基づいて農地所有税（ITR: Imposto sobre Propriedade Territorial Rural）が課せられている。この標準面積は、各州によって異なっており、家族を養う上での最小限必要な面積とされている。ミニフンディオ：1 農地面積、小規模：1～4 農地面積、中規模：4～15 農地面積、大規模：15 以上農地面積となっている。

21 2006 年の農業センサスでは、家族農業に焦点をあてたセンサスを別に発行している [IBGE 2006b]。

22 本稿では触れなかったが、世界銀行の融資により Cédula da Terra（1999～2002 年）と呼ばれる農地再分配プロジェクトが実施されている。したがって、家族農業の拡大には上記のプロジェクトなどの恩恵もあったと考えられるが、それについては別の機会に論ずることとする。また同プロジェクトについては Sauer[2006]を参照。

23 EXAM 紙

(<http://exame.abril.com.br/negocios/noticias/as-50-maiores-empresas-do-agronegocio>)

と <http://exame.abril.com.br/negocios/noticias/as-50-maiores-exportadoras-do-pais>2013年2月28日閲覧。)

²⁴ JBS-Friboi 社に関しては Degan [2012]や JBS ホームページ (<http://www.jbs.com.br/>) を参照。

²⁵ アグリビジネス売上ランキングには、農業関連分野全般が含まれる。したがって上位50社には、穀物、食肉（牛肉、鶏肉、豚肉）、砂糖・アルコール分野以外にセルロース・パルプ、コーヒー、肥料・農薬分野の企業が名を連ねている。特に、肥料・農薬分野は、外資系企業による寡占的構造となっている。

²⁶ ブラジル日本商工会議所のホームページ (<http://jp.camaradojapao.org.br/>) 内の「知らないと損する法知識」としての一例として情報公開を行っている（2010年9月号および2009年12月号）。また日本貿易振興機構（JETRO）ホームページ (<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>) においてもブラジル外資に対する規制で情報公開を行っている。

²⁷ ブラジル国内に法人をもたない企業は農地の取得ができない。

²⁸ ブラジルで不動産を取得・譲渡する場合2002年の民法（CÓDIGO CIVIL）が適用される。

²⁹ MEI（Módulo de Exploração Indefinida）とは、ヘクタールで表記される農村の測定単位のことであり、INCRAによって制定されている。1単位あたりは、5ヘクタールから100ヘクタールで、これらは地域（市）によって異なる。各市のMEIについてはINCRAのホームページ (<http://www.incra.gov.br/>) より確認できる。

³⁰ 外国人・外国企業による農地取得に関しては Sauer and Leite [2012]、MAPA [2010]、Wilkinson, Reydon and Sabbato [2012]などを参照。